

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2

### ◇ 公 告

- 計画段階環境配慮書等の縦覧（2件）【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局中央卸売市場】 5
- 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局総務部管理課】 8
- 認可地縁団体からの所有不動産の所有権移転登記等に係る公告【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 9

### ◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 1 1
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】 1 2
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 1 3

北九州市告示第 285 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 113 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、法第 115 条の規定により次のように告示する。

平成 29 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定介護療養型医療施設

| 事業所番号              | 事業所の名称  | 事業所の所在地                 | 事業者の名称          | 指定辞退年月日                 |
|--------------------|---------|-------------------------|-----------------|-------------------------|
| 4017<br>7194<br>87 | 北九州中央病院 | 北九州市小倉北区香春口一丁目<br>13番1号 | 社会医療法人北九州<br>病院 | 平成 29<br>年 5 月 3<br>1 日 |

北九州市公告第385号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第3項の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成29年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

三菱商事パワー株式会社

代表取締役 石川 剛

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

2 対象事業の名称

黒崎バイオマス発電施設整備事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市若松区浜町一丁目1番1号

北九州市若松区役所総務企画課

北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

北九州市八幡東区役所総務企画課

北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成29年6月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

北九州市公告第386号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第6条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第3項の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成29年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

新門司バイオマス発電所1合同会社

代表社員 榊原 康寛

東京都港区新橋四丁目24番3号

2 対象事業の名称

（仮称）新門司バイオマス発電所建設事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市門司区清滝一丁目1番1号

北九州市門司区役所総務企画課

北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号

北九州市門司区役所松ヶ江出張所

北九州市小倉北区大手町11番5号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成29年6月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（松ヶ江出張所においては午前8時30分から午後5時まで及び北九州市立文書館においては午前9時30分から午後6時まで）

## 北九州市公告第387号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量  
北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成29年9月1日から平成30年8月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9  
北九州市中央卸売市場
- (5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項等を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9  
北九州市産業経済局中央卸売市場

イ 日時 公告の日から平成29年7月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年6月22日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市産業経済局中央卸売市場に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年6月22日の午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

##### (5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 日時 平成29年7月20日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年7月19日午後5時までに必着のこと。

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局中央卸売市場

〒803-0801 北九州市小倉北区西港町94番地の9

電話 093-583-2025

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Electric power supply to Central Wholesale Market

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., July 20, 2017

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., July 19, 2017

(4) For further information, Please Contact:

Central Wholesale Market, Industry and Economics Bureau,  
City of Kitakyushu

北九州市公告第388号

北九州市屋外広告物条例（昭和38年北九州市条例第68号）第24条第1項の講習会を次のとおり実施する。

平成29年6月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開催日時

平成29年8月18日午前9時50分（受付開始9時15分）から午後5時まで

2 開催場所

北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号  
西日本総合展示場 新館3階 301会議室

3 講習会の教科

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講資格

年齢満15歳以上の者（平成29年8月18日現在）

5 受講申請書の受付期間

平成29年7月28日から同年8月10日まで（日曜日及び土曜日を除く  
毎日午前8時30分から午後5時まで）

6 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市建設局総務部管理課

北九州市公告第 389 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体から、所有不動産の所有権移転登記等に係る公告の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。当該不動産の所有権移転登記等について異議がある当該不動産の登記関係者等は、次に定めるところにより、北九州市長に対して異議を述べなければならない。

平成 29 年 6 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 市瀬自治区会

(2) 区域 北九州市八幡西区市瀬一丁目から三丁目まで、大字市瀬並びに別当町 25 番から 28 番まで及び 5 番 39 号から 43 号まで

(3) 主たる事務所 北九州市八幡西区市瀬一丁目 3 番 13 号

2 申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

(1) 土地

| 地目 | 面積                  | 所在地                 |
|----|---------------------|---------------------|
| 田  | 9.91 m <sup>2</sup> | 北九州市八幡西区市瀬一丁目 922 番 |

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
住所不詳 平野源九郎

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間 平成 29 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(2) 方法 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）別記申出書様式）に必要事項を記載し、申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し、所有権を有することを疎明するに足りる資料を添えて、持参又は郵送（平成 29 年 9 月 1 日までに必着のこと。）により下記へ提出すること。

(3) 提出先及び本件に係る問合せ先

〒803-8501

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課  
電話 093-582-2111

北九州市上下水道局告示第 2 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 6 月 1 日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

| 指定番号  | 工事店の<br>名 称  | 代表者  | 所在地                                 | 指定年月日               |
|-------|--------------|------|-------------------------------------|---------------------|
| M-160 | 有限会社創<br>新建設 | 新井龍男 | 北九州市小倉南区<br>横代葉山 2 4 番 1<br>号       | 平成 2 9 年<br>6 月 1 日 |
| N-152 | 有限会社田<br>中建設 | 田中孝市 | 北九州市八幡西区<br>大字浅川 1 1 7 9<br>番地の 5 7 | 平成 2 9 年<br>6 月 1 日 |

北九州市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月1日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

| 指定番号  | 工事店の<br>名 称 | 代表者  | 所在地                         | 廃止年月日         |
|-------|-------------|------|-----------------------------|---------------|
| F-071 | 株式会社源設<br>備 | 源 隆太 | 福岡県遠賀郡水<br>巻町古賀一丁目<br>2番28号 | 平成29年<br>6月1日 |

北九州市上下水道局告示第23号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成29年6月1日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

| 指定番号 | 工事店名<br>代表者    | 所在地                  | 指定の有効期間                         |
|------|----------------|----------------------|---------------------------------|
| 4040 | ネオトラップ<br>高橋 弘 | 北九州市若松区西<br>小石町11番8号 | 平成29年6月1日<br>から平成34年5月<br>31日まで |